



発行元：株式会社サポート・ワン・サービス
 愛知県津島市愛宕町四丁目113 〒496-0036
 代表TEL：(0567)26-3921
 FAX：(0567)26-3922
 ホームページ <http://www.s-o-s.co.jp>

節分行事 / ナイス・デイ

節分です。
 豆まきの代わりに(?)鬼退治さながらの“鬼々ボール当てゲーム”を行いました。結構ハッスルしましたよ！手作りの恵方巻きも好評でした。ちゃんと南南東を向いて喋らずに一本丸かじり出来ました。



約束 / ナイス・デイ

担当者会議での事。
 全担当者の前で「歯磨きや髭剃り、衣服の着脱など、出来ることを自分でやり続けられないと家で生活するのは難しくなるよ」という会話となり、「やれることは自分で…」という約束をしました。「家族と一緒に居たい。そのために自分で出来ることはやるさ…」



食べたい / 愛宕の家

入居者さんが、お腹に胃ろうの設置をして退院してきました。最近、主治医の了解を得て、口から食事を摂ることも開始しています。好物の刺身はムセもなくペロリ！入居者さんにも笑顔が戻り、歩行訓練にも意欲を見せています。「ここに帰ってこれたわ」最高の言葉です。



祝！第一号登録者 / ナイス・ホーム

今年1月25日、津島市に住所を持つ方が利用可能な“地域密着型小規模多機能居宅介護”に利用者さん第1号の登録がありました。(祝)全国的に見てもまだ手探り状態のこの制度。どのような制度なのかイマイチ理解できない方が多いけど、上手に組立てればとても優れた制度となるはず…。色々なことを模索しながらですが、利用者さんやこの制度を選んでくださった家族の方に納得のいく説明やサービス提供をしたいと考えています。只今、自社で作成した記録用紙も改善案が出始めました。



夕食後 / 愛宕の家

愛宕の家での夕食を済ませた後の、穏やかな時間。早々に部屋に戻りベットにもぐり込む人もいれば、ゆっくりとフロアでテレビを観て過ごす人もいます。入居者さんが自分の好きなペースでくつろいでいることがとても大切だと思います。



誕生会 / ナイス・デイ

2月の誕生日の方をお祝いしました。今月の該当者はお一人だけでしたが、みんなに食べていただくように、午前中からふたつのケーキ作りを行い、お祝いの席に間に合わせることができました。主役の方にはお化粧をして、とても良い表情で楽しむことが出来ましたよ



雪 / 社内託児

2月10日、前日の雪で積もった雪で子供たちは大はしゃぎ。スタッフと一緒に、社屋の前に雪だるまを作って、笑顔でハイポーズ！
 いつの時代も、雪が降れば子供は外に飛び出て元気に遊びます！冷たいのに、素手で雪を楽しんでいる様子は、見ている方まで微笑ましくなりますね。



消防立入検査 / 愛宕の家

2月7日、津島消防署職員の検査がありました。有料老人ホームの防火設備や備品等の不備がないか、また、自動火災報知・誘導設備や受診機等の確認を行い、全て問題なし！ただし、今後、平成24年までの間には施設へのスプリンクラー設置が義務付けられると話を聞き、今後の費用捻出に頭痛の種ができました。



編集後記

先日、社員託児の2人が何度も同じ悪さをして、とうとう愛宕の家の玄関にある柱に縛られていました。大きな声で泣きながら「もう悪いことしないから～」と謝る様子を見て、自分もこうやって育ててもらったことを思い出しました。数十分後、ご近所の方が「ずーと泣き声が聞こえるから心配になって…」と来訪されました。事情を話してご心配掛けたことを謝り、それをきっかけに縄を解かれた子供達でしたが、事業所で堂々と虐待していると思われてしまったのかな。今は、「よその子を叱らない大人が増えた」とよく聞きます。SOSは多世代交流の場。素敵なことに悪いことは悪いと言える人が多くいます。その環境に置かれた子供は幸せだな…と思える瞬間でもありました。それだけ愛されてるってことでもんですね。

知らなきゃ学べ！！ (パート8)

毎年、2月中旬から3月中旬は、確定申告申請の期間です。前年に医療費等を沢山支払った方などは、医療費控除の申請をされますよね。その「確定申告」ですが、介護保険のサービス利用料やオムツの購入費用が「医療費控除」として認められる場合もあるそうです。まず、控除の対象となるサービスかどうかを表にしました。

1～5の印のサービス(医療系サービス)については医療費控除の対象となります。

6～10の印のサービスについては1～5のいずれかのサービスと合わせて利用した場合のみ医療費控除の対象となります。6の訪問介護のうち、生活援助中心のサービスは対象になりません。

また、おむつに係る費用は、医師により「傷病などにより約半年以上にわたり寝たきり状態等にあると認められた方で、おむつの使用が必要と医師が認めた場合」とされ、医療機関で「おむつ使用証明書」を作成された場合は医療費控除の対象となります。

但し、控除対象となるものであっても、確定申告者等の所得に応じて控除されるか否かは変わります。詳細までは分かりませんが、ご自分の手元にある支払い明細書等を持って、確定申告会場等で税務署職員に聞いてみてください。もしかすると払いっぱなしの費用が、多少なりとも還付されるかもしれません。ご参考に…。

1	訪問看護	
2	訪問リハビリ	
3	通所リハビリ	
4	短期入所療養介護	
5	在宅療養管理指導	
6	訪問介護 (生活援助中心以外)	
7	訪問入浴介護	
8	通所介護	
9	短期入所生活介護	
10	小規模多機能型在宅介護	

介護保険の範囲じゃ足りない！！ / つしま紹介所・ナイス・ケア

介護保険制度の改正や内容の見直しにより、訪問介護のサービス内容に対する制限が増えています。このところケアマネージャーさん等から問い合わせが多いのは“ヘルパーを利用している方だけ、通院介助は介護保険のヘルパーでは難しいから一緒に行ってもらえる人を紹介してもらいたい”や、“生活援助の回数や内容に制限があるけど、本当は家族の分の調理や洗濯もお願いしたい”という内容。介護保険に請負のヘルパー利用を組み合わせたり、家政婦さんを使ったり、要望に合わせて上手にご利用される方が増えています